

			<p>は事業者、プロポーザル費用は提案者として支出と表現されていることから、地域包括の介護予防部門の会計から支出は可能と考えているものの、一方で、設備、備品等の事業開設に関する直接の経費は法人か受託者負担と表現されている為、法人の会計より負担しなければならないというふうにも解釈できる、①の回答と併せて、負担会計に関する指示があれば、ご教授頂きたい。</p>	
2	<p>プロポーザル実施要項</p> <p>プロポーザル様式</p>	<p>プロポーザルの概要</p> <p>9. 提案上限額</p> <p>様式第28-1号</p> <p>見積書</p>	<p>「提案上限額は令和7年度から令和11年度まで1年度当たり、23,016,000円…」とある。また、様式の見積書に関しては、各年度の費用と合計額を記載するようになっている。そこで次の質問をしたい。</p> <p>受託契約前の準備費用は委託料の見積もりに含めないこととなっているが、日常生活圏域の人数が仕様内容と大幅に変動する場合は受託し業務開始後に人員の追加や事務用品の追加費用が発生する場合も考えられる。その際の追加設備費用は委託費に含めてもいいものと解釈しているが、仮に3年目に追加設備費用が発生すると想定し、当該年度のみ見積額2,400万円、その他の年度を2,200万円とした場合、5年間の合計は11,200万円、一年度当たり平均すると2,240万円となるが、「1年度当たり」とは各年度の費用を合計して平均が1年度あたり基準額を超えなければいいとの解釈か、それとも単年度毎に基準額以下の見積額でなければならないとの意味か？</p>	<p>年度毎に提案上限額以内でなければなりません。そのため、変動が予想される場合は平準化していただくなど、提案上限額におさまるようにしてください。</p>
3	<p>プロポーザル実施要項</p>	<p>応募について</p> <p>2. 応募手続き</p> <p>企画提案書の</p>	<p>「提出された見積額は契約予定金額であることに留意すること」との記載されている。見積額は契約額との表現ではなく、契約予定額との表現であるが、これに</p>	<p>原則は、プロポーザル時点での見積額で契約することになりますが、あくまで予定のため契約予定額と表現しています。</p>

	<p>仕様書</p>	<p>提出 ④その他の留意事項 4. 担当する日常生活圏域</p>	<p>関連し次のことを確認したい。 見積額の基礎となる条件は仕様書の2ページに記載の高齢者人口と要支援者認定数に基づく見積もりである。当該人数は令和5年10月1日現在の実数であり、実際に委託業務が開始される、1年半前の数字となり、その後の5年間では更に対象者が増加すると考えられる。その為、令和5年10月1日現在の人数条件にて見積もりを作成しても実際の契約時点では大幅に見積もり条件が変動する。その場合変動した直近の条件に応じて、契約予定額を再見積もりして、双方が合意した金額での契約が可能という意味合いか？ そうではなく、原則的にプロポーザル時点での見積もりが契約額となるのであれば、令和5年10月から令和12年3月までの変動を予測した見積もりを作成しなければならないが、その予測の基準となる、増加率のデータや行政としての予測データの情報を提供頂くことは可能か。 また、包括会計が赤字の場合は介護予防会計からの収入の補填等が必要なケースも考えられるため、総合的に収支の見通しを立てる為に、要支援者認定数の内、実際のプラン作成件数と今後の見通しも必要となるが、データを教えて頂くことは可能か。</p>	<p>また、厚生労働省の見える化システムから抽出した将来推計のデータをお出しします。見える化システムは一般の方でも登録すれば閲覧できるため、参考にさせていただきます。</p>
4	<p>プロポーザル様式</p>	<p>様式第28-1号 見積書 様式第29-1.2.3 見積明細書</p>	<p>様式第28-1号 ※提案上限額を超えた場合は、その圏域についてのみ交渉権を失う。について、自事業所の建物がなく、賃貸が必要な場合は、事務所賃料、駐車場賃料等が発生し、更に対象人数が多い圏域では人員を多く配置する必要がある、当該地区は上限を超過する可能性が高くなる。その場合において当該圏域</p>	<p>見積明細書は見積の根拠となるものであるため、見積明細書と見積書の金額が異なるのは適切ではありません。上限額を超過している場合は、交渉権を失うこととなります。</p>

			について、赤字でも受託する意思がある場合は、見積明細書においては上限を超過しても、見積書では上限額内で記載をすれば、交渉権は失わずに権利は残るか、	
5	プロポーザル実施要項	<p>プロポーザルの概要</p> <p>10. 受託候補法人の特定方法</p> <p>応募について</p> <p>2. 応募手続き</p> <p>(4) プレゼンテーションの実施</p> <p>⑤失格条件</p>	<p>4 ページ 1 行目において、「1 法人あたり、原則 1 担当圏域とし、1 法人が複数の担当圏域を兼ねることはできない」とあるが、原則と記載されているということは例外がありうると想定されてのことと考える。その例をご教授頂きたい。それに関連し、7 ページ ⑥その他の留意事項において、提案者が 1 社の場合でも行うように記載されている為、当該 1 社が 3 圏域とも基準点を満たせば、例外的に 1 社に 3 圏域を契約するという意味か？ 更には 8 ページにおいて、受託法人が特定されなかった場合は、再公募を行うとされているが、1 圏域のみ受託業者が決まり、2 圏域は候補者なしとなった場合、2 圏域のみ再公募を行い、次の候補者が決定するまで、既存の地域包括が暫定的に業務を行うのか？一旦基幹型が業務を引き継ぐのかお示し頂きたい。</p>	<p>提案者が 1 社の場合でも審査委員会を行う理由は、企画提案内容を審査し、基準点を満たさなければ受託候補法人として特定できないためです。</p> <p>なお左記の例外についてですが、基準点を満たす業者が 3 社未満になった場合を想定しています。1 法人あたり 1 担当圏域が望ましいと考えておりますが、万が一そのような事態になった場合の例外措置として、受託候補法人に複数圏域を打診することなどが想定されます。ただし、受託候補法人が特定されなかった場合については、再度募集を行うか等、詳細は審査委員会でその対応を検討することになります。</p>
6	プロポーザル実施要項	<p>2. 応募手続き</p> <p>(6) その他</p>	<p>仕様書においてケアプラン作成に必要なパソコンについては数台、市が準備すること、事務所等の設備に関すること、机や椅子の備品に関することが記載されている。一方で 8 ページにおいて、「事務所や備品等の準備・・・令和 7 年 3 月 31 日以前に準備等に要した費用は、選考された法人の負担とする」と記載されているが、備品等と準備等の等とは、事務所等の設備と備品準備に関することや全ての準備に要した費用以外に、どのような費用が発生すると想定しての記述か？ ご教授頂きたい。例えば、事務所の増改築、看板工事に関</p>	<p>ケアプラン作成用のパソコンは 6 台を上限として市負担で貸与します。それ以外の費用について事業所の負担になります。</p>

			する工事費のようことを想定したものか、等がどのような経費まで想定されているのかを教えてください。	
7	個人情報の保護に関する特記仕様書	全体的な表現について	実施要項、仕様書では受託候補法人との表現が使用されているが、当該書類は全て委託、受託ではなく、発注者、受注者と表現されている。一般的に受託は業務の内容を行う人的労力の業務、受注は工事や物品販売を含んだ表現と考えます。当該資料において、受注者と表現している意味としては、単に業務を受託して業務を行うということだけではなく、例えば在宅介護支援事業において、高齢者福祉サービスの実態調査等に伴い、高齢者の台帳や調査結果報告書等、何らかの成果物を納品するようなことを想定した個人情報の保護に関する特記仕様書ではないかと推察しているが、仮にそのようなことも想定されてのことであるならば、仕様の詳細をお示し頂きたい。	同一の仕様書の中で表現が異なり混乱させてしまい申し訳ございません。個人情報の保護に関する特記仕様書中の発注は委託、受注は受託と読み替えをお願いします。契約締結時には表現を統一したものをご準備いたします。
8	プロポーザル実施要項 (別紙) 審査基準	見積金額	見積金額の採点は 60 点あり、これを一番安いものを最高点とし、金額の差に応じて配点するようになっており、今回 A・B・C 地区それぞれに見積もりを出すようになっている。応募法人が所有する建物がある地区はテナント料、駐車場代等の賃料が発生しない為、当然安い見積もりでの提案が可能であるが、所有建物等がない地区では賃料等が発生し、高い見積もりとなると思われる。その場合は各地区で見積額に大きな差が生じると思われるが、採点する際は地区ごとに金額を比較して採点を行うのか、全ての地区の合計点や平均点で差を比較し配点するのか、比較方法や配点方法をお示し頂きたい。 また、仮に金額による配点差が 60 点も生じるとする	本プロポーザルでは、金額よりもサービスの内容を重視したいと考えています。しかしながら、提案内容に見積金額も含まれることから、それを評価しつつ見積金額のみで優劣がつかないようにしています。 また、設備に関する費用は受託者が負担するものであるため、テナント料等で見積もりが変動することは無いと考えます。 なお、採点方法や基準については、実施要領のほか、さらに詳細なものとして、現時点でお示しできるものではありません。

			と、他の項目の点数で他の応募者を上回っても、金額のみで選ばれないということもありうると考える。その為、サービス内容と価格のバランスをどのように考えていらっしゃるかも教えて頂きたい。	
9	プロポーザル実施要項	7 納税証明書 (その3の3)	当該書類に関する指定事項の記載はないが、e-taxにてダウンロードした証明書を印刷したものを提出することで差し支えないか。	差し支えありません。
10	プロポーザル実施要項 仕様書	履行期間 20 業務の引継ぎ	<p>受託先が変更になる場合の引継ぎに関して、実施要項では契約日から令和7年3月31日準備期間とされており、また仕様書においては、令和7年3月31日までに備品等の準備や業務の引継ぎを行うこととなっている。今回運営委託を受ける包括的支援業務に関する業務は契約後随時引継ぎを受けることが可能と考える。一方、介護予防事業に関するケアプランの引継ぎは、前回はある程度現在の基幹型内において、ケアマネが退職し、再就職を行う先の地区を想定し、事前に基幹型内でケアマネ同士でプランの引継ぎ、交代を進め、3地区の事業所に再就職する形で引継ぎが行われたと思われるが、今回は新たな受託先に職員が退職、再就職するわけではない為、一区域に仮に300名のご利用者様がいらっしゃったとした場合、全てのご利用者様を新たな受託先のケアマネに引き継ぐ必要が生じ、短期間で一度に引き継ぐことは不可能である為、3ヶ月程度は引継ぎ期間が必要と考える。更には既存の受託先がそれぞれ担当地区が変更になるような場合には、300名を引継ぎながら300名を受けなければならない為、更に長期間引継ぎに時間がかかると想定される。そこで、次のことを質問する。</p>	<p>①運営協議会の承認を得た後に契約となります。おおよそ、令和6年7月～8月になる見込みです。</p> <p>②受託候補法人に特定された場合、業務の引継ぎが行えるよう、すみやかに職員の配置をしていただく事になります。</p> <p>③旧受託事業所は、令和7年3月31日時点で指定が取り消されることとなります。令和7年3月分の保険請求は旧事業所が行う必要がありますが、旧事業所は4月以降に地域包括支援システムで請求に関するデータ作成が不可能になります。そのため、データ作成は新事業所が行い、国保連へのデータ伝送を旧事業所が担う形で保険請求することを想定しています。</p>

			<p>① 契約日は何年、何月頃を想定しているのか。</p> <p>② 契約直後から引継ぎを開始するのであれば、契約時点で職員が確保できていなければ、旧事業所は引継ぎを行えない。そこで、職員配置の時期をいつ頃までに行うように考えているか。</p> <p>また、プロポーザルでは職員の採用、配置計画の配点が10点しかない為、実現性が薄い法人でも受託する可能性があり、採用が直前になる場合はどう対応するか。</p> <p>③ 予防プラン300名全員を短期間で一度に引き継ぐことは不可能と考える為、令和7年3月31日までに引継ぎを完了しようとする、イメージとしては、</p> <p>令和6年12月（新事業所60名 旧事業所240名）</p> <p>令和7年1月（新事業所130名 旧事業所170名）</p> <p>令和7年2月（新事業所210名 旧事業所90名）</p> <p>令和7年3月（新事業所300名 旧事業所0名）</p> <p>といった移行になろうかと推測するが、予防の指定に関しては新受託事業所は令和7年4月1日からの指定となり、旧受託事業所は令和7年3月31日で指定が取り消されるのか。その場合、移行期間の保険請求はどうするのか。</p> <p>仮に、1か月間内に毎日引継ぎを行い、完了できたとして、令和7年3月分の保険請求は新受託事業所が行い、旧事業所に支払う等の方法を行うのか。</p>	
--	--	--	---	--

11	その他		<p>前回プロポーザルにおいて、様々な質問が提出され、それに対する回答が公開された。その際の質問内容が今回の実施要項、仕様書等にて追加、補足説明が記載されていない為、改めて前回の質疑に関する回答が今回も同様の解釈、取扱いで問題ないかお示し頂きたい。</p> <p>※以下の番号は前回プロポーザル時に R1. 7. 23 時点に公開された、回答書の記載番号</p> <p>2. 提出期限にいかなる理由があっても提出できなかった場合の取扱いの件にて、決算後の登記中の法人が多く登記簿謄本が入手できない法人があると思われませんが、前回の回答の解釈を適応でよろしいか。</p> <p>3. プロポーザルの際の準備備品に関して、前回回答同様の取扱いで問題ないか。</p> <p>4. プレゼンテーションの際の手元資料は前回回答同様の取扱いで問題ないか。</p> <p>5. 既存建物の設備との共用に関して、前回回答同様の取扱いで問題ないか。</p> <p>10. 社会福祉法人の場合の納税に関する証明書は、前回回答同様の取扱いで問題ないか。</p> <p>11. 事務所の他の事業との兼用に関することについて、前回回答同様の取扱いで問題ないか。</p> <p>その他、15. 16. 17. 18 の仕様書の内容に関して、前回回答同様の取扱いで問題ないか。</p> <p>15. 人員基準にて保健師に準ずる者として、地域ケア・地域保健等に経験があり、かつ高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する看護師とは、具体的にどのような経験を指すのか？</p>	<p>概ね、前回同様の解釈、取扱いで問題ありません。</p> <p>以下、前回の回答内容</p> <p>2. 諸般の事情で登記簿謄本を準備できない法人については、その理由及び準備でき次第提出する旨を記載した書類（任意様式）を代表者印押印のうえ提出してください。なお、登記が済み次第登記簿謄本の提出をお願いします。</p> <p>3. プロポーザルの際の準備備品に関して、延長コード、机、椅子は、当市で準備します。</p> <p>4. プレゼンテーションの際は、企画提案書を手元資料として使用します。追加資料等を新たに提出することはできませんのでご注意ください。したがって、プレゼンテーションは、企画提案書の内容に沿うようにしてください。</p> <p>5. 仕様書記載の基準を満たすものであれば、既存事業所の支障とならない範囲での兼用は可能です。</p> <p>10. 社会福祉法人等により、法人市町村民税、法人税、消費税及び地方消費税の納税が免除となっている場合は、その旨を記載した書類（任意様式）を代表者印押印のうえ提出してください。</p> <p>なお、（その3の3）とは、税務署が発行する納税証明書のうち法人税、消費税及び地方消費税について、滞納がないことの証明書です（納税が免除となっている法人については、提出する</p>
----	-----	--	--	--

			<p>たとえば、訪問看護やデイサービスでの健康管理や運動指導などの在宅サービスの経験がある看護師は含まれるか？</p> <p>16. 公衆衛生業務経験を1年以上有する看護師とは、具体的にどのような業務経験になるのか教えてください。</p> <p>17. 国・地方公共団体からの委託実績とは、具体的にどのようなことを記載すればいいのか教えてください。</p> <p>18. 保健師・社会福祉士などの専門職の配置が求められているが、いずれの職種も当法人で募集しているが長期にわたり応募が無い若しくは新人の募集が現状であるが、開設までに確保出来ない場合は、猶予があるのか。</p>	<p>必要はありません)。</p> <p>11. 事務室 20 m²以上に、相談室・会議室を含むことは可能です。ただし、業務に支障のないスペースの確保をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談室と会議室の確保については、仕様書記載のとおりです。 ・事務所を病院内や居宅介護介護支援事業所内に設置することは可能です。また、相談室や会議室を業務に支障のない範囲で、兼用することは可能です。 ・居宅介護支援事業所と地域包括支援センターとは明確に区別して配置してください。 <p>15. 地域ケア・地域保健等に経験があり、かつ高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する看護師とは、通所介護、訪問看護等の在宅ケアにおいて、健康づくりや介護予防に関する業務を1年以上経験した看護師のことを指します。</p> <p>したがって、訪問看護やデイサービスでの健康管理や運動指導などの在宅サービスの経験がある看護師のうち、1年以上の経験があれば含まれます。</p> <p>16. No. 15 回答のとおり</p> <p>17. 国・県・市町村等からの業務委託における事業名を記載してください。</p> <p>具体的には、「生きがい活動支援通所サービス（生きがいデイサービス）」や「認知症初期集中支援事業」、「在宅介護支援事業」等のことを指します。</p>
--	--	--	---	--

				18. すべての職種において、開設までに確保をお願いします。
12	小郡市地域包括支援センター運営業務委託仕様書	要支援認定者数	左記の数のうち、介護サービス利用者数をご教示ください。その数のうち、計画作成を外部事業所に委託している数をご教示ください。	令和4年度分の実績で申し上げますと、西地区延べ2,902件（うち委託652件）、東地区延べ2,964件（うち委託293件）、南地区延べ3,202件（うち委託116件）となっています。
13	小郡市地域包括支援センター運営業務委託仕様書	収支決算書	左記の地域毎、年度毎の数値をご教示ください。	情報開示請求を行っていただく必要がございます。
14	小郡市地域包括支援センター運営業務委託仕様書	包括的支援事業	左記のア～キの業務の「相談件数」と「会議の開催頻度」をご教示ください。	令和4年度の市全体の実績で申し上げますと、総合相談の件数は993件、権利擁護は43件、包括的・継続的ケアマネジメントが22件、その他100件となっています。 地域ケア会議は月に1回以上開催しています。 オからキについては、必要に応じて随時行っていただくこととなります。
15	同上	指定介護予防支援業務	左記の業務の「件数」と「委託率」をご教示ください。	令和4年度分の実績では、市内全域で延べ9,068件（うち委託1,061件）、委託率は約12%となっています。
16	同上	第1号介護予防支援事業	左記の業務の「実施状況」をご教示ください。	介護予防・日常生活支援総合事業の通所介護や訪問介護、通所Cにおけるケアマネジメントを実施しています。
17	同上	在宅介護支援事業	左記の業務の「実施状況」をご教示ください	高齢者福祉サービスに関して、利用申請が来たらサービス決定に関連すること及び申請者の生活環境の調査を実施していただいています。 高齢者の見守り支援に関して、行方不明者の捜索にかかる連携を行っています。 その他、各種サービスの周知を行っています。

18	同上	介護予防事業	左記の業務の「実施頻度」をご教示ください	各地域包括支援センターで活動内容が異なるため、一概には申し上げられませんが、月に1回以上は介護予防教室や、サロン等の事業を実施しています。
19	同上	多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築	左記の「構築状況」は「これまでに構築されているのか」或いは「新たに構築するのか」をご教示ください。	在宅医療介護連携センター小郡三井の研修会に参加し、医療と介護の連携を図るなど、すでに構築されているものは存在しますが、必要に応じて関係機関との連携を図るなど、新たに構築していただくこともあります。
20	同上	重層的支援体制整備事業に関して	左記の事業の「体制整備の進捗状況」をご教示ください。	令和6年度から事業を実施しています。今後、体制整備の促進を図っていきます。
21	(別紙) 審査基準	見積金額	<p>配点方法について</p> <p>① 「提出された見積金額のうち一番安いものを最高点とし」とあるが、3圏域の見積もり金額合計において一番安いものに最高点が与えられるのか、又は1圏域ごと(1圏域：配点20点)に順位をつけ配点し、3圏域の合計を点数にするのか。</p> <p>② 「金額差に応じた配点」とあるがどのような配点になるのか。例えば金額差の比率による配点となり、以下のような形になるのか。</p> <p>1位：1500万円 60点(1.00) 2位：1600万円 56点(0.94) 3位：2000万円 45点(0.75) 4位：2300万円 39点(0.65)</p> <p>上記2点についてご教示願います。</p>	No.8のとおり

22	仕様書	職員体制	<p>包括的支援部門のスタッフの介護予防支援事業に関する持ち件数の目安が提示されていますが、介護予防支援部門に専従するスタッフに対しての持ち件数の目安をどのようにお考えでしょうか？</p> <p>仕様書にもあるように、各3地区の高齢者の人口や要支援認定数は今後次の受託から5年の期間でさらに増加が想定されますし、スタッフの雇用の予算の参考にもさせて頂きたいと思います。</p>	<p>介護予防支援に関するケアマネジャーの担当件数に制限はないため、件数の目安は考えておりません。</p>
23	審査基準	見積金額	<p>「一番安いものを最高点とし、金額の差に応じて配点」と記載がありますが、最高点 60 点から次点以降の配点をご教授いただけますでしょうか？</p>	<p>No. 8 のとおり</p>